

# 資料 3

## 住民基本台帳法 改正に伴う 住基ネット対応に ついて

# 既存住基システム改造の概要 及び運用上の留意点

財団法人 地方自治情報センター

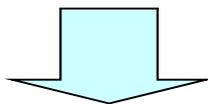
本資料の内容は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年7月15日法律第77号）に基づくものです。今後、関係する政令や省令等が公布されることにより、変更が生じる可能性があります。

## 【目次】

1	住民基本台帳法改正の概要	1
2	全体システム構成（イメージ）	2
3	既存住基システム改造の概要	3
4	運用上の留意点	9
5	参考	10
6	スケジュール	11

# 1 住民基本台帳法改正の概要

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられます。



外国人住民（※）に係る住民票には、氏名、住所等の他、国籍等、在留資格、在留期間等を記載するようになります。

※日本の国籍を有しない住民のうち、次のいずれかに該当する方

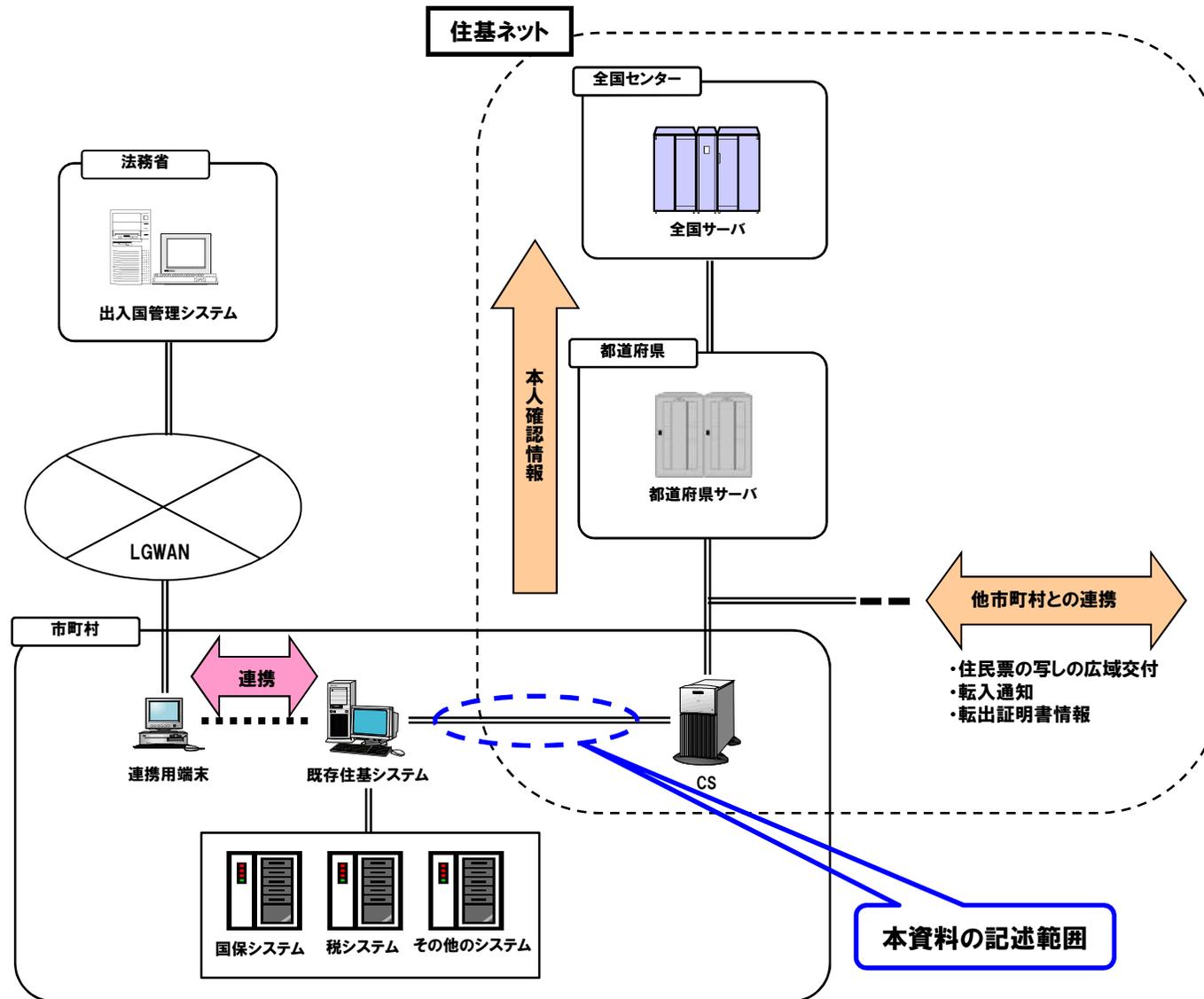
- ・ 中長期在留者
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

《施行期日》

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年7月15日法律第79号）の施行日

※公布後、3年程度が見込まれています。

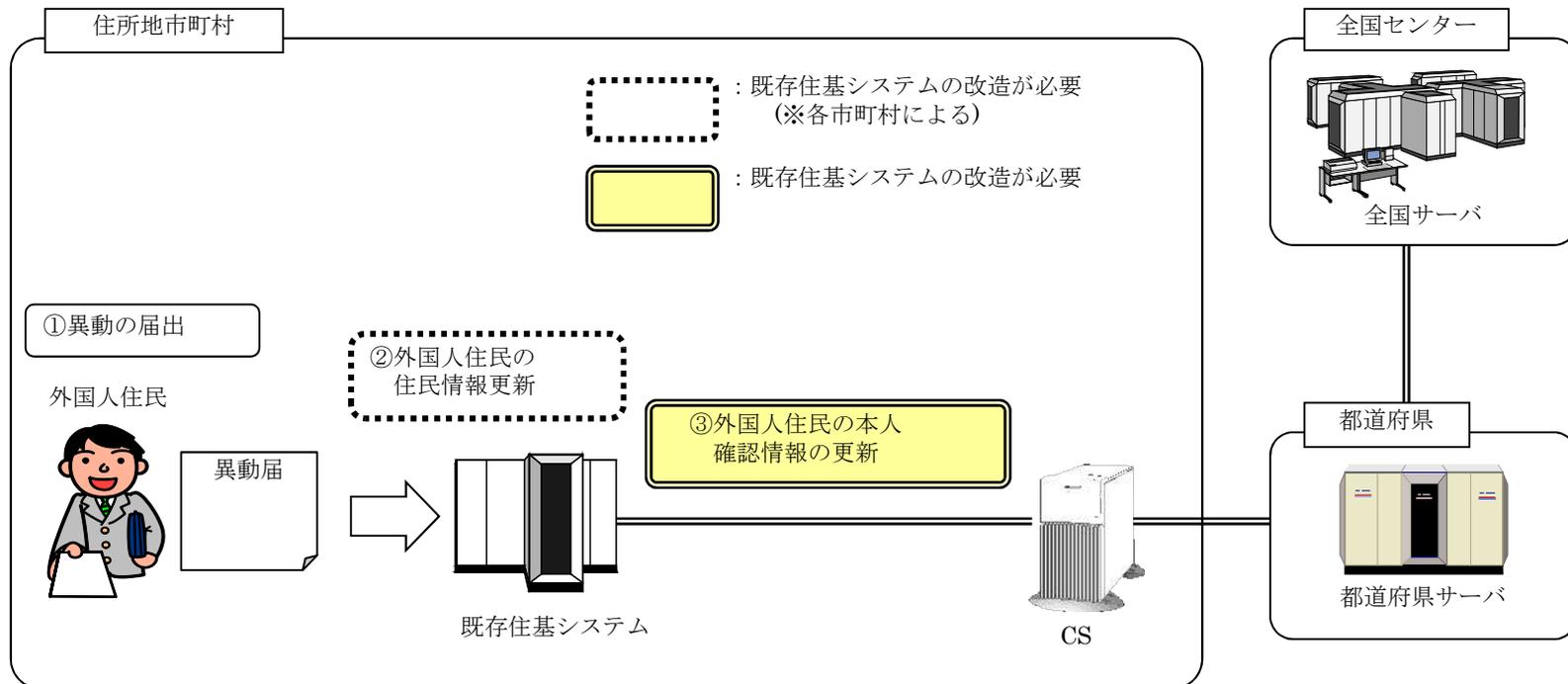
## 2 全体システム構成（イメージ）



# 3 既存住基システム改造の概要

## (1) 本人確認情報の更新

<処理概要>



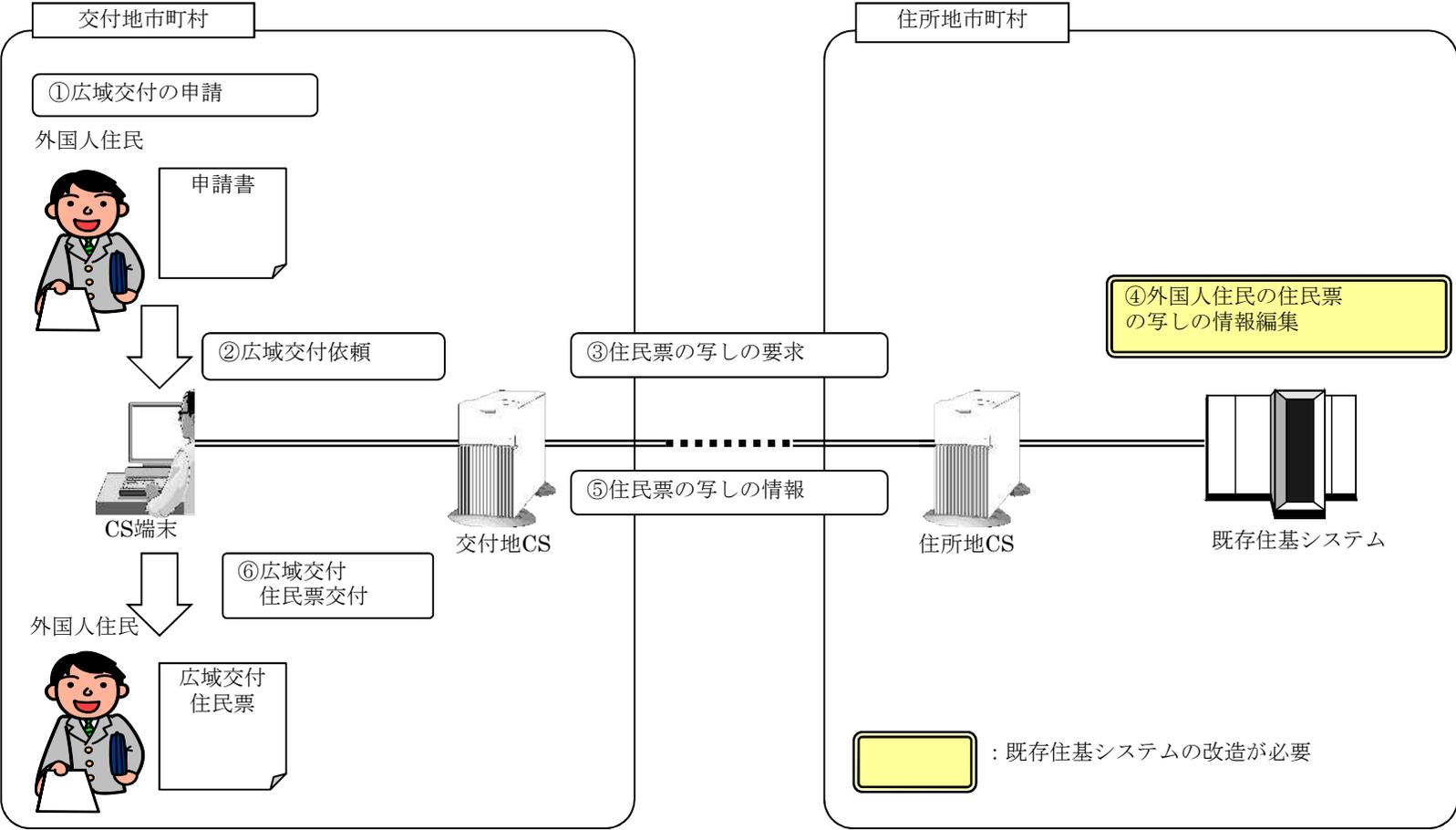
### <主な改造点>

外国人住民については、以下に示す項目の設定内容が日本人住民と異なるため、既存住基システムの本人確認情報編集処理に改造が必要となります。

- ・外国人住民の氏名（アルファベット氏名や併記される漢字氏名の設定）
- ・外国人住民の生年月日の設定方法（元号を西暦で設定）
- ・外国人住民異動時の異動事由の取扱い（帰化、国籍取得及び国籍喪失の取扱い）

## (2) 住民票の写しの広域交付

### <処理概要>



### <主な改造点>

外国人住民特有の項目が住民票の記載事項となるため、広域交付住民票においても以下に示す項目が追加となります。これに伴い、既存住基システムの住民票の写しの情報の編集処理に改造が必要となります。

- ・ 国籍等
- ・ 外国人住民となった日
- ・ 第30条の45に規定する区分
- ・ 在留資格
- ・ 在留期間等
- ・ 在留期間等の満了の日
- ・ 在留カード等の番号

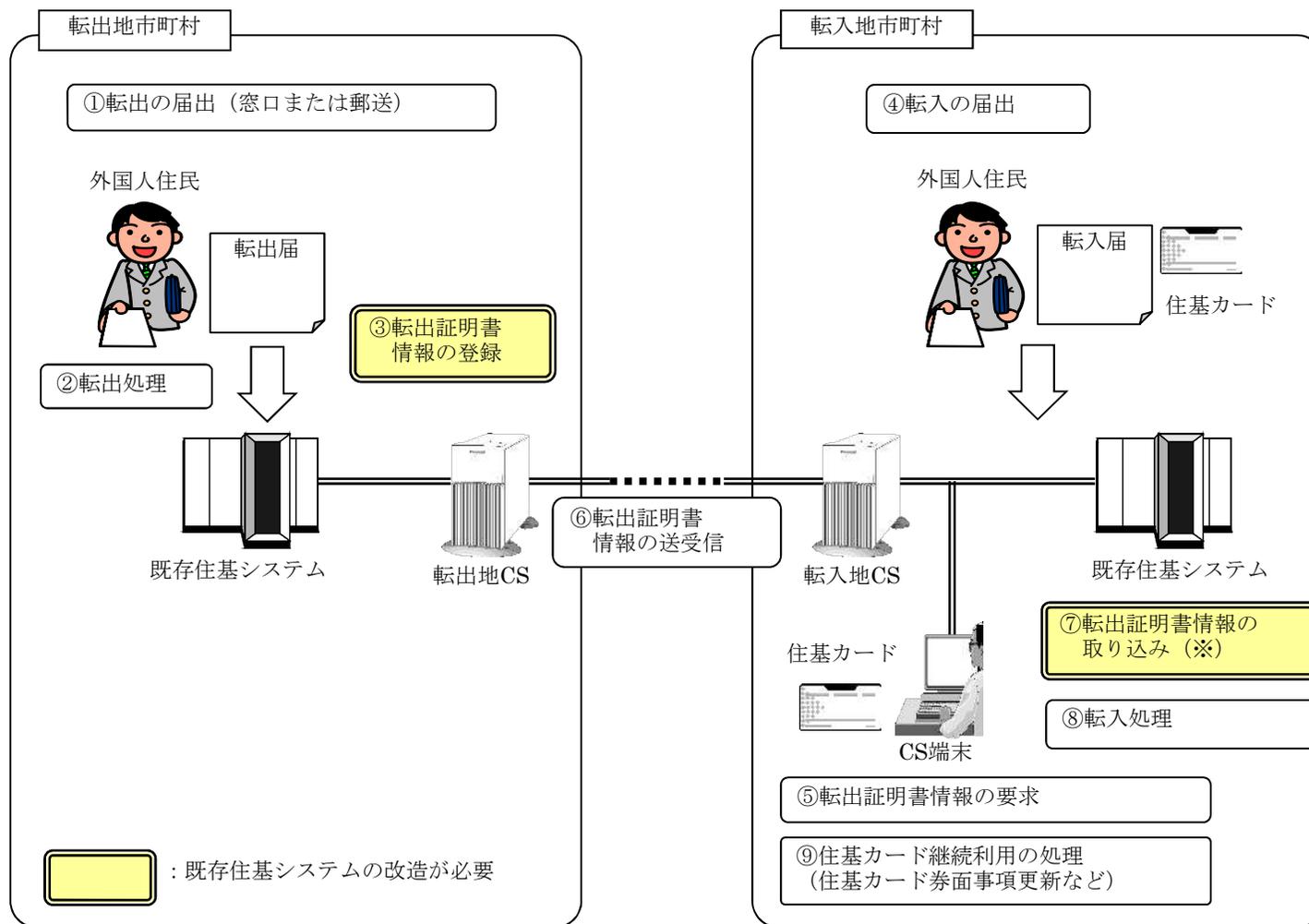
※「国籍等コード」「在留資格コード」等、外国人住民特有の項目に関するコードが追加される予定です。

また、以下に示す項目については、本人確認情報と同様に日本人住民と設定内容が異なります。

- ・ 外国人住民の氏名（アルファベット氏名や併記される漢字氏名の設定）
- ・ 外国人住民の生年月日の設定方法（元号を西暦で設定）

### (3) 転入届の特例

#### <処理概要>



※転出証明書情報を取り込む改造を行っている既存住基システムのみ対象。

### <主な改造点>

外国人住民特有の項目が住民票の記載事項となるため、転出証明書情報においても以下に示す項目が追加となります。これに伴い、既存住基システムの転出証明書情報の編集処理に改造が必要となります。

- ・ 国籍等
- ・ 第30条の45に規定する区分
- ・ 在留資格
- ・ 在留期間等
- ・ 在留期間等の満了の日
- ・ 在留カード等の番号

※「国籍等コード」「在留資格コード」等、外国人住民特有の項目に関するコードが追加される予定です。

また、以下に示す項目については、本人確認情報と同様に日本人住民と設定内容が異なります。

- ・ 外国人住民の氏名（アルファベット氏名や併記される漢字氏名の設定）
- ・ 外国人住民の生年月日の設定方法（元号を西暦で設定）

## 4 運用上の留意点

### (1) 施行期日等

外国人住民に関する特例については、以下のような期日が設けられています。

- ・ 基準日

施行日前に外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成します。

- ・ 施行日

仮住民票が住民票となり、外国人住民として住民基本台帳に記載されます。  
転入通知情報については、施行日から外国人住民も対象となります。

- ・ 適用日

外国人住民の本人確認情報更新、住民票の写しの広域交付、転入届の特例が開始されます。  
適用日は、施行日から1年以内の政令で定める日とされています。

住基ネットへの連携は、以下に示すスケジュールとなります。

	基準日	施行日	適用日
本人確認情報更新	—	—	開始
住民票の写しの広域交付	—	—	開始
転入届の特例	—	—	開始
転入通知情報	—	開始	運用中

※施行日から適用日までの期間の住民票コードの扱い、転入通知情報の編集方法については、検討中です。

# 5 参考

広域交付住民票の写しのイメージ  
(日本人の場合)

住 所	〇〇県××市〇丁目〇番〇号		
世 帯 主	山田 太郎		

1	氏 名	山田 太郎	住民票コード	23426789011
	住所を定めた日		生年月日	昭和56年 5月15日
	住民となった日	平成22年 7月 9日	性別	男
			続柄	世帯主
<input type="checkbox"/> から転入 届出の年月日 平成22年 7月 9日				
【以下余白】				

1枚中 1枚目

この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている（世帯全員の）事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

平成 年 月 日

△△△△長  
〇〇 〇〇

印

広域交付住民票の写しのイメージ  
(外国人住民の場合)

住 所	〇〇県××市〇丁目〇番〇号		
世 帯 主	KIM PARKSON 金 博聖		

1	氏 名	KIM PARKSON 金 博聖	住民票コード	23456789011
	住所を定めた日		生年月日	1982年 2月15日
	外国人住民となった日	平成24年 8月 1日	性別	男
			続柄	世帯主
<input type="checkbox"/> から転入 届出の年月日 平成24年 8月 1日				
国籍等 韓国 30条45規定区分 中长期在留者 在留期間等 3年 在留カード等の番号 ***** 在留期間等の満了の日 2014年 3月19日 在留資格 永住者の配偶者等				
【以下余白】				

1枚中 1枚目

この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている（世帯全員の）事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

平成 年 月 日

△△△△長  
〇〇 〇〇

印

塗りつぶし → 外国人住民特有の記載事項

# 6 スケジュール

	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
法改正・ 施行関係																
市町村	既存住基システム改造／テスト （住基カードの継続利用及び戸籍の附票の送信への対応を含む。）								外国人住民の本人確認情報の住基ネットへの連携開始 （施行日から1年以内）							
指定情報 処理機関	▲ 既存住基システム改造 仕様書（暫定版）配付				既存住基システム改造 仕様書（確定版）配付予定											
					CS-既存住基連携テスト 支援ツール配付予定											